

食べて応援！信州おいしい牛肉の消費拡大事業業務
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和7年2月18日

農政部農業政策課農産物マーケティング室長

1 業務の概要

(1) 業務名

食べて応援！信州おいしい牛肉の消費拡大事業業務

(2) 業務の目的

急激な物価上昇に伴う消費者の生活防衛意識の高まりにより、県産牛肉の消費量が落ち込み、枝肉価格の下落が生じている中、輸入飼料価格の高騰による畜産農家の経営の悪化により、県産牛肉の生産基盤縮小が懸念されることから、販売店等における試食販売促進活動や宿泊施設等におけるフェアの開催を通じて県産牛肉の消費拡大を図ることを目的とします。

(3) 業務内容

- ア 販売店等での県産牛肉販売促進活動
- イ 販売促進資材の作成
- ウ SNS等インターネットを活用した県産牛肉や販売店等の情報発信
- エ 宿泊施設等における県産牛肉フェアの開催
- オ 道の駅等と連携した県産牛肉メニュー販売イベントの開催

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおりに

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

- ア 事業内容に関する具体的な企画提案
 - ① 販売店等での県産牛肉販売促進活動
 - ・ 一般消費者等向けに県産牛肉の消費拡大ができる具体的な店舗の候補
 - ・ 試食販売のターゲットの考え方と実施による見込める効果
 - ② 販売促進資材の作成
 - ・ 販売促進資材の具体的なデザイン案
 - ・ 販売促進資材の低コストで効率的な活用方法など
 - ③ SNS等インターネットを活用した県産牛肉や販売店等の情報発信
 - ・ 有望なインフルエンサーの選定や見込める効果
 - ④ 宿泊施設等における県産牛肉フェアの開催
 - ・ フェア開催に適している観光エリアと宿泊施設等の候補
 - ⑤ 道の駅等と連携した県産牛肉メニュー販売イベントの開催
 - ・ 多くの観光客などが集約できる具体的な場所と見込める効果

- ・ 参加が見込めるキッチンカーの内容（メニューなど）

イ 事業の実施体制及び事業実績について

① 実施体制

- ・ 本業務を円滑に運営するための役割分担とスタッフの配置及びその経験・実績
- ・ 業務を効率的に進める上でのスケジュール

② 事業実績（2の(7)含める）

- ・ 類似事業の実績内容（事業内容、契約金額、実施期間など）

ウ 業務等に関する経費及びその内訳

① 業務ごとの事業量及び経費

② 事業運営に係る経費

(6) 業務の実施場所

長野県内

(7) 履行期間又は履行期限 契約締結日～令和8年1月30日

(8) 費用の上限額 6,692,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 法人にあつては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (5) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (6) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の「その他の契約」の等級がA及びBに区分されている者であること。
- (7) 過去3年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。
- (8) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5)①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第3号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

- ① 同種又は類似の業務の実績
- ② 当該業務の実施体制
- ③ 同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。

(4) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県農政部農業政策課農産物マーケティング室
電 話 026-235-7216（直通）
F A X 026-235-7393
メール marketing@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和7年2月28日（土曜日、日曜日及び休日^{*}は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

※長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。

- ② 提出先 3(4)に同じ。
- ③ 提出方法 持参、郵送又は電子メールとします。

ただし、提出期限までに農産物マーケティング室に到達したものに限り、郵送又は電子メールで提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(5)①）の3日前までに、書面により農産物マーケティング室長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により農産物マーケティング室長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
ア 受付場所 3(4)に同じ。
イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

- (1) 開催日時 令和7年3月4日（火） ※時間については参加者に個別に連絡します。
- (2) 開催場所 W e b会議で実施

- 5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
- (1) 受付場所 3(4)に同じ。
 - (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
 - (3) 受付期限 令和7年3月14日(金)午後5時まで
 - (4) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)を電子メールにより提出するものとします。
 - (5) 回答方法 農産物マーケティング室長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和7年3月18日(火)までに長野県公式ホームページで公表します。
- 6 企画提案書の作成・提出
- (1) 企画提案書の作成様式
様式第8号による。
 - (2) 添付資料
 - ・企画書(企画書はA4サイズとし、作成様式は任意とします。ただし、別に定める仕様書(案)に示した内容を踏まえた上で、記載してください。)
 - ・企画書説明資料
 - ・会社概要又はパンフレット
 - (3) 企画書記載上の留意事項
 - ① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(1)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
 - ② 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。
 - (4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
 - ① 受付場所 3(4)に同じ。
 - ② 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
 - ③ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)電子メールにより提出するものとします。
 - ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対しては電子メールにより回答します。
 - (5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法
 - ① 提出期限 令和7年3月21日(金)午後5時まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
 - ② 提出先 3(4)に同じ。
 - ③ 提出部数 7部(原本1部、コピー6部)
 - ④ 提出方法 持参又は郵送とします。
ただし、郵送の場合は提出期限までに農産物マーケティング室に到達したものに限り
ます。郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認して
ください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

審査項目	審査の視点（要求内容）	配点
理解度	○県産牛肉の消費拡大をすることによって、県内畜産農家の経営支援に資することを理解した上で、仕様書の内容を満たした効果的な提案となっているか。	20点
体制・実績	○効果的な業務体制がつくられており、緊急事態においても臨機応変に対応できる ○県及び食肉事業者等との円滑なコミュニケーションが図れるか。 ○スタッフ等の人選は適切で、優れた実績を有しているか。 ○同種の業務実績は本業務で成果が期待できるものとして勘案できるか。	20点
業務の内容	企画 ○事業を実施する店舗や場所などの選定が、効果が発揮できる企画内容となっているか。 ○十分な専門的知識やノウハウ等を有し、効果的・効率的に履行できる提案内容となっているか。	30点
	実効性 ○スケジュールが計画的であり、履行期間内における効果的な事業の進め方ができているか。	20点
経済性	○見積金額が上限の範囲内で、適正な価格となっているか。 ○予算内で、最大の効果を出すことができる提案となっているか。	10点
合計		100点

(7) 企画提案の選定の方法

ア 共通事項

- ① 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。
- ② プレゼンテーションの実施日時及び場所
令和7年3月26日（水） 長野市内
※実施方法及び時間、場所については参加者に個別に連絡します。

イ 1次審査

- ① 6者以上の提出があった場合は、1次審査（書面審査）を実施します。企画提案書の提出が6者未満の場合は、1次審査は実施しません。
- ② 審査は、提案書及び添付書類について審査します。
- ③ 審査は、6-(6)の評価基準に基づき採点を行い、合計点の上位5者を選定します。

ウ 2次審査

- ① 1次審査で選定された者に対して、2次審査（プレゼンテーション審査）を行い、委託契約候補者1名を選定します。
- ② 審査は、6-(6)の評価基準に基づき採点します。
- ③ 各審査委員が行った採点に基づき、委託候補者の順位付けを行い、1位：5点、2位：4点、3位：3点、4位：2点、5位：1点の順位点を付けるものとします。
- ④ 各審査委員の順位点を総計し、最高得点者を委託候補者として選定します。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により農産物マーケティング室長から通知します。

- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により農産物マーケティング室長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、農産物マーケティング室において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により農産物マーケティング室長に対して非該当理由について説明を求められます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 3(4)に同じ。
 - イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）を農産物マーケティング室長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、農産物マーケティング室において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。

- (2) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (3) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができません。